

## 第10回EPA・農業ワーキンググループ議事要旨

---

### (開催要領)

1. 開催日時：2007年9月11日(火) 16:00～17:00
2. 場 所：中央合同庁舎4号館509会議室
3. 出席者：

主査	浦田	秀次郎	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
メンバー	伊藤	隆敏	東京大学大学院経済学研究科教授
同	大泉	一貫	宮城大学事業構想学部教授
同	木村	福成	慶應義塾大学経済学部教授
同	高木	勇樹	農林漁業金融公庫総裁
副主査	本間	正義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授

### (議事次第)

1. 開会
2. 議事  
今後の進め方について
3. 閉会

### (配布資料)

- 資料1 今後の検討項目(案)  
資料2 経済財政改革の基本方針2007  
資料3 EPAの進捗状況

---

### (概要)

(浦田主査) 時間がきたので、ただいまより「EPA・農業ワーキンググループ」第10回会合を開催する。

皆様におかれては、お忙しい中、御出席いただき、どうもありがとうございます。

本日は、5月にとりまとめた「EPA・農業ワーキンググループ第一次報

告」の「経済財政改革の基本方針 2007」への反映状況及び本ワーキンググループの「今後の検討項目（案）」について、事務方から説明を受け、その後、自由討議に入りたいと思う。

それでは、早速だが、「基本方針 2007」及び「今後の検討項目（案）」について、お手元の資料に沿って、事務方より説明をお願いしたい。梅溪審議官、よろしく願います。

（梅溪審議官） 資料 1 が「今後の検討項目（案）」、資料 2 が「経済財政改革の基本方針 2007」、いわゆる「骨太の方針」になる。先に資料 2 を御覧いただきたい。

目次があるが、「第 1 章 新しい日本の国づくりに挑む」が総論である。

「第 2 章 成長力の強化」に 1～4 の項目が立ててある。

「2. グローバル化改革」、「4. 地域活性化」という 2 つの項目の中に、本ワーキンググループで御議論いただいた内容がまとまっている。具体的には、15 ページの「2. グローバル化改革」に、「改革のポイント」として、「1. WTO 交渉の年内妥結に向けて交渉全体の流れに即して柔軟に対応し、世界第二の経済大国としてふさわしい貢献を行う。EPA について締結国数、質ともに充実させる。」とある。

「具体的手段」については、「(1) WTO、EPA の取組強化」として、「WTO ドーハ・ラウンドの平成 19 年中の妥結に向けて積極的に取り組む」、「EPA 工程表（別表）にしたがって交渉を積極的に推進する。その結果、平成 21 年初めには EPA 締結国が少なくとも 3 倍増超（12 か国以上）になることが期待される。世界では、大経済圏を含む各国間で FTA 交渉が活発化しつつあるが、米国・EU を含め、大市場国、投資先国等については、諸外国の動向、これまでの我が国との経済関係及び各々の経済規模等を念頭におきつつ、将来の課題として検討していく。可能な国・地域から準備を進めていく。また、ASEAN+6 の経済連携構想を含め、広域経済連携の研究を推進する。」となっている。

EPA 工程表は、「基本方針 2007」にも入っているが、資料 3 で、現在の状況をまとめている。資料 3 では、左側で、「基本方針 2007」策定時点での EPA の取組をまとめており、右側で、9 月 11 日時点での取組を書いている。具体的には、タイでは本年 6 月に日本の国会で承認が得られた。ブルネイ、インドネシアについては、9 月の臨時国会での提出を検討している状況であり、「基本方針 2007」策定後の 3 か月で更に進展している。

また、ASEAN 全体については、本年 8 月に大筋で合意がなされている。これが現在の EPA 工程表の状況である。

資料 2 に戻り、「③ 質の高い EPA の締結」として、「EPA の内容に関

しては、貿易自由化の度合いに加えて、サービス・投資・知的財産等幅広い分野で、質の高いEPA締結を目指す」とある。

「④ 国境措置」については、「WTO・EPA交渉の中で、国境措置の対象品目の絞り込みや関税率の引下げにおいて交渉のイニシアティブを發揮していくとともに、差額関税制度の在り方について検討する。国内農林水産業等の体質強化の進ちよくに留意する。妥結内容によって影響が発生する場合は、構造改革に資するものに限定して、計画的な措置を講ずる。」となっている。以上が、グローバル化改革のWTO、EPAの取組に関するところである。

続いて、20ページの「4. 地域活性化」では、中ほど「改革のポイント」で、「2. 農林水産業の潜在能力を最大限發揮させ、強い農林水産業を目指す。」とある。

具体的には、「(1)『21世紀新農政2007』を着実に実施する。強い経営意欲を有する農業経営者の活躍や小規模農家も参加する集落営農の組織化、新規参入の促進等により、産業として飛躍する農業の実現、流通の合理化・効率化を目指して改革を進める。都市農業の一層の振興を図る。また、新たな基本計画に基づき、林業・木材産業と山村の再生、力強い水産業と活力ある漁村の確立を目指した構造改革を推進する。」、「(2)農地の『所有』と『利用』の分離：農業の生産性を高め強い農業を目指すには、農地の集約化、規模拡大が不可欠である。このため、農地について『所有』から『利用』への大転換を図り、徹底的に有効活用する。」と掲げてある。

その具体的手段は、21ページの「(2)農地改革案の取りまとめ」の中で、「農地の『所有』から『利用』を促すため、下記の点について検討を進め、農林水産省が平成19年秋までに取りまとめる農地に関する改革案と工程表に含める。」、「① 5年程度を目途に、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指す。」、「② 農地リースの加速：定期借地権的制度、農地利用料における市場の需給の反映、農地の一般企業への賃貸促進等を通じて、農業経営者への農地の集積を促進する。」、「③ 法人経営の促進：経営の多角化や資本の充実等の観点から、農業生産法人の要件を見直す。農地の権利の設定・移転をしやすい仕組みをオプションとして用意する。」となっている。

「(3)農業の構造改革の全体像と工程表」では、「農地を含めた農業改革の全体像と工程表について、農林水産省は、経済財政諮問会議で議論も行い、平成19年秋までに取りまとめ、改革を順次具体化する。」となっている。

「(4)林業、水産業の活性化」も併せて掲げている。

以上が、「基本方針2007」において、EPA・農業ワーキンググループに関連する部分である。これらを踏まえて、このワーキンググループの秋の審

議における検討項目の案を資料1に並べている。

資料1だが、「1. WTO/EPA」については、「今後の対外経済戦略のあり方」を御議論していただいてはどうか。

「2. 農地改革」については、「耕作放棄地ゼロに向けた方策」、「『所有』から『利用』への具体化」を検討していただいてはどうか。

「3. 農業改革の全体像と工程表」については、「農業経営者が創意工夫により自由で多様な経営展開を行えるような環境づくり」を検討していただいてはどうか。

4は、先ほどの骨太にもあるが、「4. 農業と地域活性化」を御議論していただいてはどうかと考えている。

本日は、こういう点について、御自由に御議論していただければと思う。  
(浦田主査) どうもありがとうございました。

今、梅溪審議官から説明があったように、「今後の検討項目(案)」について、御自由に議論していただきたいと思う。

ここでは候補として4つ挙げられているが、ほかにも何かあれば、そういった点も指摘していただきながら議論をしていただきたい。「1. WTO/EPA」について、今、特にWTO農業交渉が進み出しそうかなという感じがするのだが、その辺からいかがか。

(本間副主査) 進んでほしいと思っている。ファルコナー議長の案は、G20とEUの案のちょうど真ん中辺りをいっているので、バランスは取れていると思うのだが、日本政府は反対しているし、農業団体ももちろん受け入れられないということである。ここで何かインプットできることがあるとすれば、案をのんだときに、どういう日本の農業の像が描けるかである。短期的な部分や長期的な部分があって、短期的には農林水産省はまた何千億円の被害とか言うだろう。あれは被害ではなくて、価格差があるから、瞬時に売れなくなるという話だけである。瞬時に売れなくなって、すぐさま調整を起こすから、あの被害がそのまま被害として出てくるとは思わないのだが、そこを、我々はどう評価するかということを使うのか言わないのか。ちょっと微妙なところもあると思う。

(浦田主査) その場合、我々というのはこのグループか。

(本間副主査) そうだ。だから、ファルコナー議長の案をのめとか、日本としてどうすべきだというスタンスを、諮問会議として何かインプットするのかわからないのか。そんな議論もあると思うのだが、個人的な感想で言えば、相当妥協を探った議長の案だと思うから、相当重たいとは思っている。その重たさをどう受け止めるかということで、日本の今後のWTOにおける交渉のスタンスや位置付けが変わってくる。被害がこれだけあるからのめないという話

ではなく、議長案を蹴れないところにもっていくのか、いかないのかということだ。

(浦田主査) 予想される被害については、何ら試算はない。

(本間副主査) 要するに、あまり出してほしくないのだろう。

(浦田主査) そういう試算はやられているのか。

(本間副主査) ないだろう。いつもそうだが、政府のスタンスとしては反対しているから、反対しているものに対して試算などしない。前回の農林水産省の試算は、我々が言ったから出してきたということだ。想定していない部分については、試算は出さないというのが農林水産省のスタンスだと思っている。

(浦田主査) 大泉メンバー、その点はいかがか。

(大泉メンバー) 私がよくわからないのは、今度、なぜ上限関税が消えたのだろうかということである。

(本間副主査) 消えてはいない。

(大泉メンバー) 上限関税はあってもなくても私は構わないと思うのだが、一般品目と重要品目の間の関税率の違いは、一般品目の3分の2や3分の1の低関税になるというのは確かにあるけれども、重要品目には関税割当がつく。関税削減率が低くなるからと言って、関税割当がつく重要品目を重視する日本政府の意図がよくわからない。重要品目にするか、一般品目にするかまだ決めていないらしいけれども、米を重要品目で扱い、関税割当を多くするような政策をとるとするのは賢明とは思えない。

思うに、本間副主査がいつも言っていることだが、日本の米の競争力は結構ある。778%などという関税率でなくても、今度のファルコナー案の最大の削減率で75%、二百何%の関税率になったとしても、競争力はある。一方で、農産物の平均関税率は12%ぐらいであり、下げているのに、特殊な農産物だけが非常に高いから、保護的だと思われてしまっている事情がある。私達が議論してきたEPAやWTOが進まない理由は、単純に言ってしまうと、米である。米が778%という高い関税率を課せられているから進まなくなるので、米に関して関税で守るというパターンを早くやめて、生産調整をやめるということとリンケージさせて、米価下落政策をつくって財政支援をするということを早く言った方がいいのだろうと思う。それをいつまでも関税で引きずっているから、ずるずるいっているような気がしてしょうがない。今回、農林水産省はどういうふうに着着させるつもりなのかよくわからない。

(浦田主査) 高木メンバーはどうか。

(高木メンバー) 全農が今までは概算金ということでやっていたものを、今回変えて、よくわからないのだが、7,000円でまず内金を出すという集荷

方法に切り替えた。これがどう出るかというのが、今年の秋の米の極めて大きな注目点になると思う。

というのは、7,000円は内金なので、その後また追加すると言っているわけである。今までは最終的に売れるであろう値段の8掛け、9掛けを概算金として出していたわけであるから、物によって違うが、1万2,000円や1万3,000円、1万5,000円等を出していた。それが今度は7,000円。そうすると、全農以外で集荷する人がいるから、この人たちがどう出てくるか。7,000円にプラス5,000円ぐらい足して集めてしまうだろう。いずれにしても、米価は下落する。全農の方針を大泉メンバーがどうお考えになっているか後で聞きたいが、生産調整が崩れているところがあるということもあるものの、ある意味では米の問題を相当早く解決する方向に動くかもしれないと考えている。だから、そういう米の状況というのは、基本的には今のお話に出ていたように、関税割当を増やして対応するという状況ではない。むしろ、本当にコストを下げて作れる人がいい米を作る、ないしは加工用米の安い米を作るという体制に早く持っていくということをどうやってやるかが課題である。

逆に言えば、主体的な取組を前倒ししろということだ。恐らくそういうことにならざるを得なくなるのではないか。仮に米価が下がって、国が何かできるかといっても、できる状況ではないと思う。

検討項目2や3と当然関係するが、今年の全農の集荷対策というものは、私に言わせると、ある意味で破れかぶれ作戦に出たかというぐらいに乱暴ではある。結局、どういうことが起こっていたかということ、今まで概算金を払っていたけれども、最後にそれが維持できなかったということだ。1万2,000円の概算金を払ったけれども、最後に精算したら、全農の方が損をしていたものも出てきていたのではないかと思う。そうすると、このやり方を続けていると、また同じようになるだろう。7,000円というのは、どうやって計算したのかよくわからないのだけれども、7,000円が出てきたということである。もちろん、全農の方針に従わない県本部や農協があるから、それはどうなるのかわからないが、いずれにしても、大きな変化が起こる可能性が出てきたと思っている。

であるから、そういうところで、早く自主的な生産調整、それで本当に守らなければいけないところに何かの手を打つ。そして、それと併せて、まさに検討項目2や3の方の話をちゃんと描く。ただし、状況によっては、状況がそうでない場合に言うと、また何とかいじめなどと言われるので、その辺はもうちょっと状況を見極めなければいけないと思う。

(浦田主査) 農業の生産補助金では、アメリカも抵抗しているわけだが、

動くのか。

(高木メンバー) アメリカにおいては、生産を例のバイオエネルギー、すなわちトウモロコシに振り向けたことで、かなり農産物価格が高騰していて、農家は相当いい状況にある。

(本間副主査) WTO交渉対応がやりやすい状況にある。

(高木メンバー) 相当やりやすい。だから、アメリカは決断さえすればいいのだと思う。

(浦田主査) 日本だけ遅れるというか、アメリカは進む。そうすると、やはり日本がWTO交渉で不利な立場におかれるだろう。

(高木メンバー) アメリカが決断すればである。

(本間副主査) 日豪はどうか。

(浦田主査) 最近の日豪の動きについての情報はないのか。

(高木メンバー) 日豪の交渉は2回目を行ったところではないだろうか。

(梅溪審議官) 第1回目はオーストラリアで行い、2度目は東京で行った。秋に3回目をオーストラリアで行う予定である。

(高木メンバー) 2回目は何か進展はあったのか。

(梅溪審議官) 大きな進展があったとは聞いていない。

(浦田主査) 新聞報道だと、長期的な動きになりそうだという感じであるが。木村メンバー、いかがか。

(木村メンバー) この2、3か月でまた遅れたという感じを強く持っている。一応インドネシアとは署名に至ったということで、それはそれでいい。

A S E A N全体は、何とか年内にいけるかなという感じになりつつあると聞いているが、オーストラリアは全然進展がないと聞いているし、インドはもちろん動いていないようである。そうこうしている間に米韓が6月末に署名した。

(浦田主査) 署名だけで、両方の国会での批准はまだである。

(木村メンバー) 今のところ署名だけで発効していない。内容を見たが、関税に関しては極めて自由化度が高いものが出てきている。韓国側も10年というと、ほとんど99%以上となっていると思う。米が例外になっていることと、牛肉が15年かけてゆっくり関税を撤廃するという話があるが、それも基本的には全部あくという話になっているから、日本にとっては、またハードルが非常に高くなったなという感じはする。

少なくとも国境措置に関しては、WTOで話されている以上にFTA、EPAのハードルが高くなっている。オーストラリアを突破できないと、そこから先に通商政策は進めないし、韓国、EUは進んでいるのではないかという話を聞くし、かなり切迫した状況というか、ますます水をあけられつつあ

るという感じがして危機感を持っている。

(浦田主査) 今までのテーマで、伊藤メンバーはどうか。

(伊藤メンバー) 基本的には木村メンバーと同じ感想を持っている。ファルコナーの案に戻るが、日本としてはカードを切るという体制には多分なっていない。例えば、議長案を受け入れるといったところで、全部決着するわけではないだろう。そこを出発点として、今度はもっと譲歩を迫られるのではないかという危惧を持っているのではないかと思う。

今カードを切る。例えば条件付きで受け入れるなどといったときに、どういった利益があるのか。そこからどういったリーダーシップがとれるのかということをし少し積極的に議論できれば、「少なくともそこまではいくべきだ」というくらいの言い方はできるのかと思う。

したがって、日本として、どのタイミングでどこまでカードを切るのかというのは、きちんとどこかで決断しておく必要があるのではないか。そうしないと、結局ウルグアイ・ラウンドの二の舞で、日本を除くところが全部合意した後に、のむかのまないかと言われ、そこでのまないという選択はあり得ないわけであるから、日本抜きで全部決まってしまうというシナリオしかあり得ないと思う。だから、どこかで、ここまでは譲歩するが、残りの問題についてはこういうふうにしましょう、といったリーダーシップをとるつもりがあるのかないのが問題だと思う。

(浦田主査) 今までの行動を見ていれば、あまりそのつもりはなさそうだけれども、ファルコナー案を基に、その案の中でこれは受け入れられるけれども、ここは受け入れられないから調整してほしいという働きかけというのは、もちろんできるのではないか。

(伊藤メンバー) できると思う。

(本間副主査) ただ、その場合には、私の感触というか、あるいはこれまでの経緯から言えば、議長案でこうしようといった場合には、ギブ・アンド・テークで出さなければいけない。リクエスト・オファーと言ってもいいが、ここで下げろといったら、何かを出さなければいけない。その意味で、上限関税をなくした代わりに、低関税枠の拡大が出てきたのだと思う。だから、とりにいくからには、こちらも何かを出さなければいけないという話だ。これはのめるけれども、これはのめないという話ではなくて、のめない場合には、追加的に何を出すかということである。

(伊藤メンバー) 重要品目にするためには、アクセスを拡大しろという要求が出てくるといような話と理解してよろしいか。

(本間副主査) そうである。

(伊藤メンバー) これはEUやG20等は受け入れているのか。



(本間副主査) 具体的には聞いていないけれども、相当のめる範囲だとは思ふ。

(大泉メンバー) EUは、砂糖や酪農製品の価格をかなり下げた。だから、重要品目にしなくてもいいわけである。

(浦田主査) オーストラリアとのEPAに戻るが、進まない1つの理由はもちろん農業があるが、日本にとって何がメリットかというのが、はっきり言って、いまひとつわかりづらい。

例えばメキシコとのFTA、EPAであれば、日本企業にとっての不利な状況を克服するというのがあったし、ASEANとのEPA、FTAは、現地に進出した日系企業にとって、かなりプラスになるだろうということも明らかだと思ふ。オーストラリアだと、エネルギー確保という、ほかのものに比べると目に見えにくいメリットしかないのかなと思ふ。だから、産業界があまり熱心ではない。

例えば自動車にしても、かえって関税があった方がいいと考えている進出企業もあって、オーストラリアとのEPAをあまり強く働きかけてはこなかった。ただ、財界で有力な地位にあった、そのような自動車会社のトップが変わったので、かなり変わりそうだという意見もあるけれども、どうもメリットがいまひとつわかりにくい。

(木村メンバー) そういうアプローチそのものが、世界とずれてしまっているのではないか。FTA、EPAをやれば、どの産業に利益があるか、どこを調整しなければいけないかをまず探してみて、最低限の協力をするというレベルのFTAではなくなってきている。韓国やオーストラリアの場合はもう少し理念から入っていき、FTAをつくることによって世界全体の自由な貿易・投資を促進するということが、本当に建前だけではなくて前に出ている。

今まで我々は発想がプラグマティック過ぎた。それはもちろんいいのだが、それだけでは前に進めない。オーストラリアや韓国がやっているFTAへのアプローチというのは、それよりだいぶ先にいって、モノの貿易に関して言うと、WTO交渉よりはるかに先をやっている。だから、そこを考え直さないと、FTA、EPAを有効に経済外交の手段として使えないのではないか。

(浦田主査) おっしゃるとおりである。ただし、経済界のプッシュがなければ、なかなか主体的に政府が動かない、動きづらいというのは変わらない。

話は飛躍するが、政治のリーダーシップが引っ張っていく必要があると思ふ。米韓FTAの盧武鉉はそれに近いだろう。

(木村メンバー) そうである。

(浦田主査) 盧武鉉とブッシュが米韓 F T A を進めたという感じが強い。日本には、そういうことがないというのが 1 つの問題である。

(木村メンバー) オーストラリアの官僚などと話すと、極端ではあるが、産業界の人とあまり話をすると、F T A の中身がゆがんでしまうから、むしろしない方がいいと言うこともあるぐらい、彼らは理念から入っている。

(浦田主査) F T A に関して言えば、日豪 E P A が現在進行中であるが、日 E U、日米といった話もあり、この辺の動きはどうか。

(木村メンバー) 役に立つところとだけやろうという話ではなく、韓国、シンガポールなどもそうだし、A S E A N もそうかもしれないが、とにかく主要貿易相手国とはみんな結ぶということをやっている。すべての主要相手国とやっしまえば、自分にとってはオープン・リージョナリズムになる。そういう国がだんだん増えてくる。今はそういうことが起きていると思う。

これは W T O 交渉、仮にドーハ・ラウンドがまとまったとしても、それよりも高いレベルで、少なくともモノの貿易については、自由化ができてしまう。だから、仮にドーハ・ラウンドがまとまったとしても、その先、W T O がモノの貿易の自由化で必ずしもイニシアティブをとるとは限らない。むしろ、どこの国とも F T A をする、自分のところから自由化を進めるという国がイニシアティブをとるような、新しい国際経済秩序ができてくる可能性が大いにあるのではないかと思う。

(伊藤メンバー) G A T T 24 条の精神に戻るということか。F T A をやるからには、全部自由にしていよということであると理解する。

(木村メンバー) それより先にいってしまうという状況だと思う。

(浦田主査) ハブ・アンド・スポーク・システムみたいなもの考えた場合、ハブは絶対に得である。今、日 A S E A N など A S E A N プラス 1 がたくさんできているが、それと A S E A N プラス 6 ができた場合、A S E A N にとってどちらがいいかという、シミュレーションの結果、A S E A N プラス 1 が 6 つあった方が、G D P やウェルフェアなどが高い。私は A S E A N プラス 6 の推進に関心があるので、それは少し困ったなと思っている。シミュレーションの結果によると、A S E A N にとって、C E P E A をやるインセンティブはあまりない。

例えば、日中韓が F T A を結んでしまうと、貿易がそちらに引っ張られる。A S E A N は、日中韓に F T A を結ばれることによって、貿易転換効果に似たような効果を押つけられる。彼らにとってみれば、A S E A N プラス 1 が 6 つある方が好ましいということは、スタティックな単純なシミュレーションで出るし、理論的にもそうなのかなと思う。もしそうであれば、A S E

A N プラス 6 を進めるにあたっては、日本や韓国が A S E A N に対して経済効率を上げるような協力を提供することが必要ではないか。もし C E P E A の推進に関して、彼らを説得するとしたら、そのようなシナリオが必要になるのかなと考えている。

つまり、ハブ・アンド・スポークを考えた場合に、やはりハブの国というのは、メリットを多く享受する可能性がある。よって、早くハブになるという意味で、いろいろな F T A を結ぶというのは合理的な戦略である。実際には、日本が遅れており、ほかの国がハブになりつつあると思う。

(木村メンバー) F T A がダーティーな手段だという発想は、本当に根本から改めなければならない。少なくとも、関税撤廃やモノの貿易の自由化については、今、ものすごくクリーンなカバレッジの F T A ができてきている。

(浦田主査) 多くの国についてそうである。

(木村メンバー) そのとおり。F T A のモノの自由化のレベルは高い。それから、一度 F T A ができれば、その後、M F N ベースで下げている国もたくさんある。タイやメキシコもそうであるし、まさに F T A というのは自由化を促進している。レベルの高い F T A については、W T O と対立もしないし、対立どころか W T O より先の自由化をやっているのが現状である。だから、やっている側にしたら、何の良心の呵責もあり得ないし、それでたまたまハブで得したとしても、それは彼らが先にやったからいいのだということだろう。今そういう競争がアジア太平洋を中心に始まっているのだろう。日本はそれにまた乗り遅れつつあるということだと思う。

(大泉メンバー) W T O と E P A の関係について伺いたい。今回のファルコナー議長のテキストというのは、比較的受け入れやすいような内容かと個人的には思うが、W T O を一般的に考えてみると、開発途上国が不利になる。アメリカと E U が合意してしまえば、世界はそのような方向へいってしまうということがある。自由化の程度のベースを議論するときには、W T O というのは非常にいいシステムだと思うが、加盟国が 150 ケ国ぐらいになってきて、議論するベースというのは、先進国にかなり有利なルールがつくられてきているのではないか。そうしたときに、これからの社会というのは、150 ケ国で統一したロジックで運営するよりも、E P A や F T A でネットワークを組みながら、そのネットワークをより多くつくったものが経済的に有利になるという主体性の問題としてとらえていった方が、よりフェアな印象がある。

だから、経済力を強化したいと思う国は、E P A、F T A で締結合意する国を増やしていく。二国間の関係はこうあらねばいけないと言われてルールを決められるよりも、いろいろな関係があるといった方がいいのではないか。

そういう感じの方が、これからの社会に私は適合的だと思うのだが、その辺はどうか。やはりW T Oが中心で、もっとルールをきっちりしていけないといけないのか。

(浦田主査) その国に合った合理的な政策があるだろうということか。

(大泉メンバー) そうである。むしろ、そういうことを認めるような国際社会になっていかないと、国際社会全体の経済運営も行き詰まってしまうのではないかという気がする。

(木村メンバー) ただ、農業のところは、W T Oではアジェンダとしてはかなり深掘りしていて、国内補助金や輸出補助金などを含んでいる。そういう意味で、F T Aはもちろん交渉国同士の合意に基づけば何でも交渉はできるとはいえ、W T O交渉の有効性は確かにある。ただ、W T O全体としては、現代に必要な国際通商政策のほんの一部しかカバーしなくなっている。交渉アジェンダも農業とN A M Aとサービスである。サービス等ほどのくらい交渉できるかわからないが、そういう分野はそういうところでやればいい。紛争解決手続などはそれなりに役立っているわけだから、それを使えばよいが、例えば、投資関係や貿易円滑化、政府調達といったものは、有効な形で全然カバーできていない。現代に必要な国際通商政策をカバーできていない。カバーしているところはしっかりやる。そうでないところは、ほかの手段、例えばF T Aを使わないとできないというふうになっているのだと思う。

二者択一ではなくて、両方使うというふうにとこの国も考えていると思う。ただ、ウェイトが、例えば東南アジアの国などにとって、W T O交渉は何か意味があるだろうかと考えたときに、少なくともモノの貿易のところなどは、あまりないのではないか。いろいろな国でW T Oのアジェンダが狭くなったことによって、あまり関心がないことになってしまっているのではないかと思う。

(本間副主査) W T Oが創立した頃は、むしろ、W T Oは何でもやるというような雰囲気があった。

(浦田主査) それでできない部分が、F T Aの中に入っているということはある。

(本間副主査) そちらにシフトしている。

(木村メンバー) あとは、シンガポール・アジェンダなどをどんどん切っけていってしまったのが、やはり効いているのだと思う。

(浦田主査) 高木メンバー、「2. 農業改革」のテーマ、ポイントについて、何か御意見はあるか。

(高木メンバー) まさにこのとおりで、これを本当に具体化できるかとい

うことだと思ふ。

特に3番目のところは、非常に大事で、要するに、農地を含めた農業改革の全体像。前にも申し上げたとおり、政策が総合化しているようであって総合化していない。そこが、一番お金を使っているのだが、うまくいかないという大きな問題であろう。こここのところは、大事なところだと私は思う。

(浦田主査) 全体像ということか。

(高木メンバー) お金のかけ方の全体像とも言える。

特に地域活性化については、先ほど御説明していただいた「基本方針2007」でも大事だということだった。例えば、農業で言えば、農家の定義は非常に広く、あいまいである。15万円以上販売していれば、農家である。その辺からおかしくなっているのだと思う。

要するに、そういう人も農業者であり、政策の対象であるというところが、小規模農業の切り捨てというような話につながってしまう。農業経営というのは何なんだということが明確ではないから、結局そういう定義になってしまう。その人たちも、我々は政策の対象であるはずなのに、除かれているという感情論になってしまうのではないか。

そのときに、そういう人たちの農業というのは、おやりになることを別に否定する必要は全くないが、それは別の政策の対象だと思う。例えば、都会では、いわゆる都市住民の市民農園などは多い。それは確かに大事なことで、政策的にやっていいと思うのだが、それを農業(経営・担い手)政策の対象にしろという人は誰もいない。緑を守るとか、趣味を生かすとか、健康な生活をするとか、そういうことでは大事なことであるから、市民農園や農業体験などは非常に大事だと思う。ただ、農村地域で農業をするときに、そういう人までが農業者になって、政策の対象になってしまうということに観念的になっている。であるから、地域活性化というのはいいのだが、そういう人たちは、農業政策の農業の対象として、地域活性化の対象ではないのではないか。そうすると、地域活性化対策というのはい、例えばそういう人たちには、都会でやっている市民農園的支援ではないかと思う。その点をきちんと分けないと、恐らくまた誤解を生む。逆に言えば、前に資料でもお出ししたとおり、例えば経営耕地が50アールの方はどういう所得で生活を維持されているかという、年金とそのほかのいろいろなものである。農業部分というのは、マイナスになっている。そういうことがほとんど知られないまま、15万円の売上があれば、そこも農業者になってしまう。だから、そういうところについてもっときちんとした説明をするということだと思ふ。

(浦田主査) 実態を明らかにするということか。

(高木メンバー) そうでないと、恐らく地域活性化と農業問題というのは、

なかなかわかりにくいままだと思う。わかりにくいから、非常に宣伝もしやすいという面もある。

(浦田主査) 本間メンバー、どうか。

(本間副主査) 前から言っているが、要するに、農業経営が確立していないというのは、経営をしてこなかったため。価格政策ということもあるが、もう一つ、マーケットとして米などは自由化しているものの、先ほどの話にあったように、仮渡し金や前渡し金という形でやって、あとは共販体制で委託して農協が売っている。マーケティングなどは、全部任せているわけである。だから、結局、農家は経営的な感覚が育たない、感覚を持っていない。物や米は作るけれども、それがどういうふう処理されていくのかということや、その先の製造者責任というものまできちんと持ってないところがある。そこを根本的に解決しないと、本当の経営者は育たない。それはどこかといったら、やはり農協である。

だから、ここで取り上げるかどうかは別として、農協離れを起こすような農業者を育てていく。農協をやめろという必要もないし、農協をよくしろという必要もない。農協離れが進むような政策、マーケットにしていく。そこが重要だと思う。

(浦田主査) ここに書いてある「自由で多様な経営展開を行える」というのは、まさに今おっしゃったようなことではないだろうか。

(本間副主査) ただ、これだけで言えば、今もやれる。妨げるものは何もない。農協に預けているのは農家の意思だし、規制でこれを妨げるものは何もない。

(浦田主査) しかし、例えば自由に農協を選べないということはあるのではないか。

(本間副主査) それは農協を使わなければいいという話や、商系を使えばいいという話になってくる。だから、農協というよりも、農協離れである。高木メンバーは、そこは農協以外のところにも同じような支援措置をとっていることを言われている。

(浦田主査) 第一次報告の中にも書いてある。

(本間副主査) だから、ほかの産業の経営者並みに、例えば銀行を使ったり、自分でリスクをとったりする経営者になるような政策は何か。やはり、そこを考えていくのが基本ではないかと思う。

(浦田主査) 大泉メンバーはいかがか。

(大泉メンバー) 米価下落政策が遅過ぎたと思っている。今もまだやろうとしておらず、むしろ、米価維持政策をしている。遅過ぎたというのはどういうことかということ、国内的には先ほどの全農が急に概算金・内金を7,000

円にしたという問題である。これは相当のハードランディングである。

今、コメ価格センターでは、ひとめぼれやあきたこまちは大体1万4,000円ぐらいである。米の代金というのは、仮渡し金で1万円ぐらいを夏頃に渡しておいて、後でいくら売れたとあって、全部精算する。今回は、精算しない最初の仮渡し金が7,000円だという話。ところが、それは単協によって上乘せするところもあるのだが、農家の経済がどういうふうに戻っているかというと、大体年内にいろいろなコストを払ってしまう。資材費や土地改良費、共済掛金、機械代金といったものをみんな払ってしまう。多分、10アール当たり7,000円だと払えなくなってしまう。今年の秋の大問題は、専業農家が年を越せないということ。品目横断の補助金でやっと支払える程度か。

しかし、農協には営農口座があるから、営農口座を赤字にしても貸し出す。だから、大丈夫だと問題が顕在化しない。兼業農家は、兼業所得から後で振り込むからいいのだが、問題は農協に米を出荷している専業農家である。どこからも払えず、精算を待っているだけになる。そういう農家の農地に関しては、将来破産するかもしれない。

急に7,000円とくるから、そうになってしまう。ところが、これが例えば8,000円の米価で、7,000円ぐらいを財政負担してやりますという将来の目標に関する話をしておいて、その間に専業農家は、10年ぐらいかけて構造改革し、自分で努力をするとする政策を出した方が親切で、またそれで専業農家は努力すると思う。それをしないで急にくるから、今年の秋をどうするかという話になる。そういう意味では、米価下落政策を10年ぐらいかけてやっていけば、国際交渉もうまくいくし、農業経営者も育ったかもしれない。

(浦田主査) 次回のワーキンググループでは、農地改革について、農林水産省との意見交換を予定している。日程は、9月18日の17時から19時を予定している。

それでは、本日はこれにて終了ということで、御多忙のところ、お集まりいただき、どうもありがとうございました。

(以上)